

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 の一部を改正する政令の概要

1 背景

現在、公立学校施設整備費国庫負担事業について、法令上事業の実施期間が2か年度以内であることを前提とした規定があり、また、同事業の事務処理方針上2か年度以内に事業が完了予定のものが国庫負担の対象とされているところ、建設業において週休2日制の導入が推進され、令和6年度から建設業に時間外労働の上限規制が適用される中、事業期間が2か年度を超える場合が想定される。

このことを踏まえ、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）において、公立学校施設整備費国庫負担事業については、「3か年の国庫債務負担行為（財政法（昭22法34）15条）を令和7年度から可能とする。」とされ、法令上国庫負担事業の実施期間が2か年度以内であることを前提とした規定については3か年度にわたる事業にも適用されるよう見直すこととした。

具体的には、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号。以下「法」という。）第5条の2及び第5条の3並びに義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号。以下「令」という。）附則第2項が、事業期間が2か年度以内であることを前提とした規定であるところ、法第5条の2及び第5条の3の規定については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）による法の一部改正により、3か年度にわたる事業にも適用されるよう見直しを図った。

本政令は、令附則第2項の規定について、3か年度にわたる事業にも適用されるよう見直すものである。

2 本政令の概要

法第3条においては、公立の義務教育諸学校の建築に要する経費は1/2の割合で国庫負担することが定められているところ、養護特別支援学校のうち政令で定めるものの建築に要する経費は、法附則第3項において、当分の間、5.5/10に嵩上げがなされている。具体的には、令附則第2項において、養護特別支援学校の設置や学級数の増加が行われる年度（以下「設置年度」という。）の「前々年度から設置年度後三年目の年度までの間」に建築が行われるものが嵩上げの対象とされている。このように、同項において、設置年度前に行われる建築に係る嵩上げ期間が設置年度の「前々年度から」と限定されており、同項は、事業期間が2か年度以内であることを前提としている。

本政令は、令附則第2項の規定について、3か年度にわたる事業にも適用されるよう、嵩上げの範囲を設置年度の3か年度前まで延ばすための改正を行うものである。

（令附則第2項）

現在の嵩上げ期間

- 3	- 2	- 1	設置年度			設置年度以後 4年度目

※本政令改正により、設置年度前の新增築に係る嵩上げ期間を1年度分（3年度前まで）延ばす。

3 施行日

令和7年4月1日